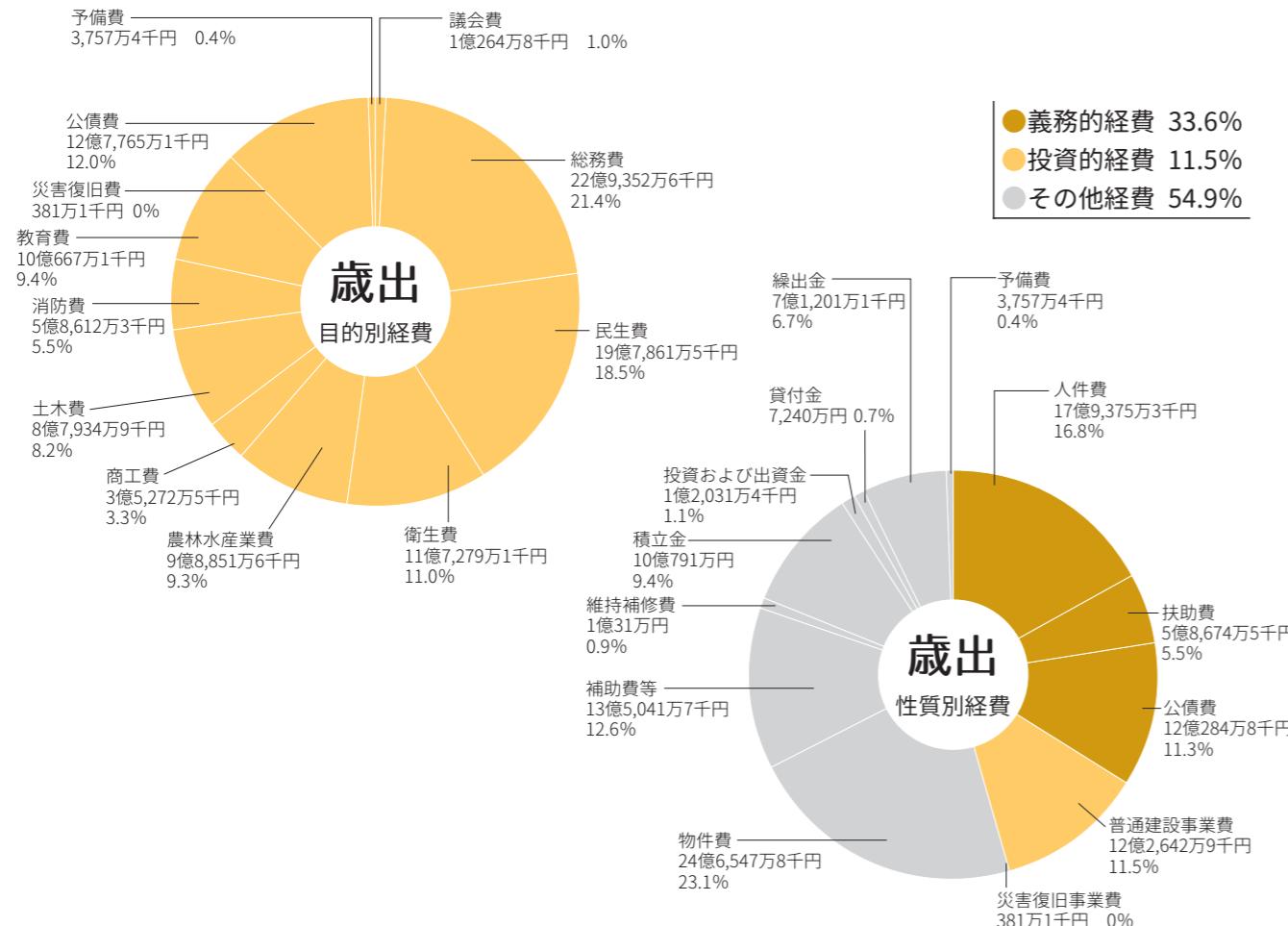


令和5年度 南三陸町の予算



町民一人当たりに使われる額 **89万8,385円**

衛生費 9万8,653円	農林水産業費 8万3,152円	商工費 2万9,671円	土木費 7万3,969円	消防費 4万9,304円
教育費 8万4,680円	災害復旧費 320円	公債費 10万7,474円	予備費 3,161円	

用語説明②

義務的経費 (支出が義務付けられ任意に削減できない経費)

人件費…職員などの給与や議員および各種委員会委員の報酬の経費

扶助費…社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する経費
【主なもの：児童手当、乳幼児・高齢者・障がい者の医療費助成金】

公債費…町が借り入れた町債（借金）の返済に要する経費

投資的経費 (道路や漁港、学校などの整備に充てられる経費)

普通建設事業費…道路や公共施設の新增築などに要する経費

災害復旧事業費…地震などの自然災害で被害を受けた施設などを復旧させるための経費

その他経費

物件費…消耗品費や備品購入費などの消費的な経費

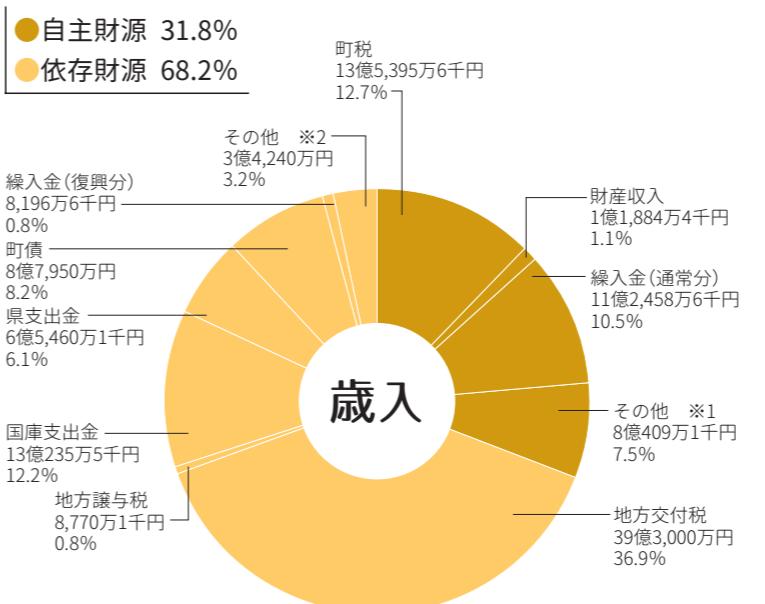
補助費等…各種団体などに対して支出される負担金や補助金

積立金…特定の目的のために設けられた基金などに積立する経費

令和5年度
一般会計予算総額は
106億8,000万円

そのうち震災関連予算は
約10億3,800万円

一般会計予算



* 1…分担金および負担金、使用料および手数料、寄附金、繰越金、諸収入

* 2…利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金

町民一人当たりの税負担額 **11万3,556円**

町民税	固定資産税	軽自動車税	町たばこ税
4万305円	6万996円	4,096円	8,159円

用語説明①

自主財源 (町が自主的に確保し、使い道の決定も自主的に行える財源)

町税…町民税や固定資産税など、町が収納しているお金

財産収入…町が持っている財産を売却したり、貸付したりすることによって得たお金や、基金（預金）の利息

緑入金…基金の取り崩しによって得られるお金など

その他

分担金および負担金…町の事業で特に利益を受ける人から、費用の一部を負担していただくお金

【主なもの：保育料】

使用料および手数料…公共施設を利用した人や、特定の行政サービスを受けた人から負担していただくお金

【主なもの：公民館使用料、住民票などの発行手数料】

寄附金…住民などから無償でいただいたお金

繰越金…前年度の決算で余ったお金を次の年度の財源として繰り越したお金

諸収入…他の収入科目に当てはまらない収入
【主なもの：賃付金の元利收入、住民健診料】

依存財源 (国や県などの基準に基づいて得られる財源)

地方交付税…すべての地方自治体が標準的な行政運営を行えるように、国が地方自治体に交付するお金

地方譲与税…国が徴収した自動車重量税や地方揮発油税を一定の基準によって地方自治体に配分するお金

国庫（県）支出金…国（県）が特定の事務や事業に対して交付するお金

町債…道路や漁港、学校の整備など、一時的に多額の費用がかかる事業を実施するため、町が長期にわたり借り入れするお金

今年度の当初予算は、令和4年度の当初予算と同額で、歳入歳出それぞれ106億8,000万円となりました。

歳入は、地方交付税、国・県支出金、町債分を合計すると、約67億6,646万円となっており、歳入の多くを依存財源でまかなっている状況です。

歳出は、教育費と災害復旧費が大きく減少し、教育費が前年度と比べて約2億3,475万円（約18.9パーセント）、災害復旧費が約1億464万円（約96.5パーセント）の減少となりました。また、国の復興交付金事業の明確化を図るために、平成24年度に創設した「復興費」は、創設時の目的を達成したことから、廃止しました。